

再生可能エネルギー発電設備の設置の用に供する目的で行う土地利用事業の設置基準

1 環境

- (1) 地域の自然環境の保全のため、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査による自然度との整合性を図る等事業区域及びその周辺の地域における自然環境の特性に十分配慮すること。
- (2) 現況地盤の勾配が30度以上である事業区域内の土地については、原則としてその区画形質の変更を行わないこと。ただし、公共施設を設置するため又は突出状の土地について防災上の安全を図るために行う必要最小限の造成については、この限りでない。
- (3) 保安林の境界から原則として20メートル以内の区域は、造成区域から除外すること。
- (4) 自然環境の保全のため、自然破壊の防止、植生の回復等に関し、次に掲げる事項について配慮すること。
 - ア 自然環境の保全上特に必要があるときは、造成工事を数ブロックに区分して施行すること。
 - イ 事業区域内に良好な自然環境の存する土地がある場合には、当該土地について保全措置が講ぜられていること。
 - ウ 植栽は、次により行うこと。
 - (ア) 事業区域内の表土を活用すること。
 - (イ) 現存樹木を移植し、活用すること。
 - (ウ) 環境に適合した樹種を選定すること。
 - (エ) 野鳥及び小動物のための結実花木（誘鳥木）を植栽すること。
- (5) 発電設備の設置並びに建築物及び工作物の新築等並びに造成行為を行う際には、山の景観及び眺望の保全並びに周辺環境との調和に特段の配慮すること。
- (6) 水資源の確保を図るため、浸透施設の設置等により地下水のかん養機能の保持に配慮すること。
- (7) 河川が汚水、土砂等の流入により影響を受けるおそれのある場合は、原則として利害関係者の同意等が得られていること。

2 施設

- (1) 排水については、自然水と生活污水等とに区分し、排水系統を明確にすること。
- (2) 施設の管理については、管理者及び管理方法を定めて管理責任の所在を明らかにし、当該施設の維持、修繕、災害復旧その他の管理について支障のないよう措置すること。

3 防災

- (1) 事業の施行により、雨水の流出形態が変化し、下流の河川又は水路に新たな負担が生ずる場合は、原則として河川又は水路の新設又は改修をすることとし、新設又は改修の規模については、別途河川管理者と協議すること。
- (2) (1) による河川又は水路の新設又は改修ができない場合は、調整池を設置すること。
- (3) 調整池を設置する場合において、下流の河川又は水路の流下能力が1年確率降雨

量に対し不足するときは、原則としてその不足部分を改修すること。

- (4) 河川の新設又は改修をする場合の構造は、河川管理施設等構造令に適合したものであること。
- (5) 事業区域又はその周辺若しくは下流の土地に湛水地域がある場合には、事業の施行により事業区域の周辺若しくは下流の土地又は河川に支障のないよう排水計画が立てられていること。
- (6) 事業区域内にある河状を成している土地は、原則として現状の形態を尊重した土地利用計画とすること。
- (7) 排水路は、原則として開渠とすること。ただし、次のいずれにも該当する場合において、河川管理者がやむを得ないと認めたときは、暗渠とすることができる。
 - ア 当該暗渠の流域面積は、原則として10ヘクタール以下であること。
 - イ アの流域に、原則として事業区域外の流域を含まないこと。
 - ウ 流木等の除却作業が容易な断面の構造とし、当該断面に確保できる最小径は、原則として1,000ミリメートルとすること。
- (8) 造成工事によって伝生ずる流出土砂の防止施設は、原則として砂防堰堤とすること。ただし、地形、地質等により砂防堰堤を設置できない場合は、沈砂池とすることができる。
- (9) 切土高及び盛土高は、原則として15メートル以下とすること。
- (10) 盛土ののり長が20メートル以上となる場合は、原則としてのり長の3分の1以上を擁壁、のり枠等の永久構造物により被覆すること。
- (11) 事業区域内に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域が含まれる場合の取扱いについて村及び県と協議すること。

4 道路

- (1) 事業区域内の道路については、その帰属及び管理に関する協議がなされていること。
- (2) (1) 協議により認定道路となるものについては、その構造が、原則として道路構造令に適合したものであること。
- (3) 資材運搬及び設置後の管理に使用される道路及びその他の施設を破損又は汚損した場合は、速やかに復旧、清掃等必要な措置を講ずること。なお、交通の状況によっては、交通整理人の配置等により交通障害の発生を防止すること。
- (4) 事業区域内の汚水、雨水、土砂等が事業区域外の認定道路の側溝等に流入しないよう措置すること。
- (5) 道路ののり面又は道路と接するのり面は、地質等を考慮した安全な構造とすること。

5 その他

- (1) 事業区域内に農地が含まれる場合には、その農地の部分については、原則として土地の造成(その処分を含む。)のみを目的とするものではないこと。
- (2) 事業計画の策定に当たっては、事業区域内における文化財の所在の有無を確認し、文化財が所在する場合は、村教育委員会とその取扱いについて協議すること。

- (3) 周知の埋蔵文化財包蔵地内の土木工事をする場合は、60日前までに教育委員会に届出をすること。
- (4) 工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、現状を変更することなく、村教育委員会へ直ちに連絡し、対応を協議すること。
- (5) 工事に当たっては、交通安全を確保し、交通障害の原因とならない循環経路がとれていること。また、周辺地域に騒音、振動その他で迷惑をかけることのないよう配慮し、近隣及び地元自治会等への説明を行うこと。
- (6) 工事完了後を含め、野外での燃焼行為をしないこと。